



謹んで新春の

お慶びを申し上げます

本年も宜しく

お願い申し上げます

二〇一八年

新しい年を迎えました。

平成30年。佳き年になりますように…。

21世紀も5分の1が経とうとしています。

来年には新しい年号が始まります。

心から慶祝したいと思います。

今年には明治維新から150年。近代ニッポン誕生からわずか。武士の時代から150年です。

当時の武士は一斉に仕事を失って、みんなのように過ごしたのでしょうか？

廃藩置県、ルールがいつべんに変わったのですね。

あの明治維新、すごいとしか言いようがありません。ニッポンの形を変えたのですね。

以後は「富国強兵」のもとに日本が一つになり、欧米に追い付け追い越せといろいろあったにせよ、一目散に駆け上がりました。



今年もよろしくお願ひ申し上げます。

その基本になったのがあの岩倉具視らの欧州使節団です。

見るもの聞くもの列強の姿に驚嘆の連続だったことでしょう。

帰国後に果たした使節団の役割は大いにニッポンの近代化を助けてくれました。

さてこの後は戦争をひた走ることになります。

お正月のTVを見て、あの東京オリンピック、新幹線開通、そして大阪万博などの映像…。

あの時代の国民全体の高揚感はすごかった、思い出しても昭和のニッポンのチカラでした。

時代は変わって現在のニッポン、多様化の時代とは申せ、バラバラの一億総評論家状態。

何が起きるかわかりません。今年はとりわけ何が起きようがどしっと肚を据えていこうと思います。

沈思黙考、冷静沈着。

【CLN研究室①】仮想通貨と税金について

ビットコインを筆頭に仮想通貨が世間をにぎわしており、仮想通貨などで資産 1 億円以上を形成した人を指す“億り人”などと言う言葉も作られました。

ただ、儲けに付いてくるのが税金です。国税庁は昨年末、仮想通貨長者のリストアップを作成し税逃れを防止するという発表がありました。そこで今回は仮想通貨と税金ということで、儲けが出た場合どのように申告するのか、どのくらいの税金が発生するのか、ご説明したいと思います。

●仮想通貨による申告が必要な人

- (1) 仮想通貨の売却
- (2) 仮想通貨での商品の購入
- (3) 仮想通貨と仮想通貨の交換 etc...

上記の場合により、儲けが出た場合に確定申告の必要があります。

●仮想通貨の儲けに対する税金

仮想通貨による儲けは雑所得（その他）により申告することになります。

雑所得（その他）の計算方法は **総収入金額－必要経費＝雑所得** となります。

例えば 1BTC（ビットコイン）を 20 万円で購入し、1BTC200 万円で売却した場合は、総収入金額 200 万円－必要経費（取得時の 20 万円＋売却手数料など）＝180 万円に対して税金がかかります。雑所得は総合課税のため、他の収入（給与や事業所得）と合わせて計算するため、税率は一律ではありません。所得税は 5%～45%と幅が広いので、多く儲けた人ほど税金は高くなります。

【具体例】

収入 給料 600 万円、仮想通貨による利益 1,000 万円

控除 社会保険料 90 万円、扶養・生命保険なし

<給与所得（600 万円）だけの場合>

所得税 約 20 万円 住民税 約 30 万円

<仮想通貨による所得（1,000 万円）を加えた場合>

所得税 約 260 万円 住民税 約 130 万円

となります。万が一、申告をしなかった場合は無申告加算税や延滞税、それに重加算税が付くこともありますので、確定申告は忘れずをお願いいたします。

（CLN 研究室：佐藤）



【CLN研究室②】相続があった場合の消費税の納税義務

個人事業者の消費税の納税義務は、前々年の課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかにより判定しますが、その個人事業者が亡くなって相続が発生した場合に、事業を承継した相続人の納税義務について、ご紹介します。

(具体例)

平成 29 年 2 月に、不動産貸付業を営む父が亡くなりました。

被相続人 (亡くなった人) 父 ビルのオーナー

テナント賃貸収入 (全て課税売上) 平成 27 年 1,500 万円

相続人 息子 2 人のみ 2 人ともサラリーマン

①息子 2 人でビルを 1/2 ずつ共有とした場合は、

前々年の課税売上高 1,500 万円 \times 1/2 = 750 万円で、1,000 万円以下ですので納税義務はありません。

②息子 2 人のうち、一人だけがビルを所有した場合は、

前々年の課税売上高 1,500 万円で、1,000 万円超となり不動産事業を承継した人に納税義務が生じます。

なお、亡くなって相続が発生してから遺産分割が整うまでに日が空く場合は、次のとおりとなります。

①相続発生日～遺産分割が整うまで

法定相続分で共有となるため、前々年の課税売上高を法定相続分で按分した金額が 1,000 万円を超える相続人は、納税義務者となります。

②遺産分割が整ってから

相続した割合に応じて、前々年の課税売上高を按分した金額が 1,000 万円を超えるようでしたら、納税義務者となります。

(CLN研究室：小畑)

今月の格言

さわやか土曜塾のご案内

人生・家庭・職場の羅針盤

そうぎょう しゅせい くろう ひと あい
創業にも守成にも苦勞して人を愛す

事業を永続的に発展させる上での大切な心構えです。創業時には事業に関わりのある多くの人を大切にしている、事業が軌道に乗るとついつい慣れが生じて、創業時のようにまわりの人を大切にする心を忘れがち…。それでは永続企業とはなり得ません。守成期においても、創業時以上の努力を重ね、感謝の心を忘れずにいたいものですね。

さわやか土曜塾では最高道徳の格言を学んでおります。皆様のご参加をお待ちしております。

** 2018 年 2 月のさわやか土曜塾 **

日時：2018 年 2 月 10 日(土) 10:00～11:30

場所：辻堂図書館 会議室

会費：500 円

詳細は志村(智江)・野村まで



毎週火曜は朝塾の日！

火曜日の朝始業前に、事務所員が持ち回りでプレゼンを行なっています。

有期契約労働者の無期転換制度について

第 640 回朝塾より 担当：八幡（特定社会保険労務士）

有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換される制度です。

改正労働契約法施行日（平成 25 年 4 月 1 日）から 5 年経過し、最初の無期転換申込権が発生する 4 月 1 日を前に、厚生労働省のポータルサイト（※1）や無期転換のメリット・デメリット、対応事例を紹介しながら、就業規則の見直しや特例申請（※2）等の事業主側の対応事項について説明しました。関与先企業を想定した対応方法等について職員同士で情報共有や意見交換をしました。

（※1）<http://muki.mhlw.go.jp/>

（※2）労働局への事前申請により、一定条件に該当する高度専門職や定年後継続雇用高齢者は、その特性に応じた雇用管理に関する措置が講じられる場合に、上記制度の特例が適用されます。



*** **



今日ただ今の心が「一大事」 白隠禅師

人生は一見、単調なことの繰り返しのようにも思えますが、その日一日一日は「繰り返しのきかない繰り返し」です。

私たちの日常は決して華やかな場面ばかりでなく、むしろこまごまとした雑事のほうが多いものですが、だからと言って雑にしてよいということではありません。「雑用」とは人間が雑にすることで生じるものです。と師は教えてくれています。

*** **

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466 (36) 0627 FAX 0466 (33) 4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

** 編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております **
お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。
(e-mail : seto@ukuta.net 又は上記 FAX でお願いいたします。)